

いわき市地方卸売市場 業務条例等の改正について

農林水産部 卸売市場

1 いわき市地方卸売市場業務条例及びいわき市地方卸売市場業務条例施行規則の改正について

1 条例改正の背景

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 62 号）が平成 30 年 6 月 22 日に公布された。この法律は、卸売市場を食品流通の核として位置づけるとともに、消費者等のニーズに的確に responding していくため、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進することを目的としている。

この法律による改正後の卸売市場法（以下「改正法」という。）が令和 2 年 6 月 21 日に施行される予定である。改正法においては、生鮮食料品等の公正な取引の場として、以下の①～⑥の共通ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場を、地方卸売市場として都道府県知事が認定・公表し、指導・検査監督をすることになる。

- ① 売買取引の方法の公表 ② 差別的取扱の禁止 ③ 代金決済ルールの策定・公表 ④ 取引条件の設定・公表
- ⑤ 取引結果の公表 ⑥ その他の取引ルールの公表（※）

※ その他の取引ルール（第三者販売、直荷引き等）は、市場ごとに、関係者の意見を聴くなど公正な手続を踏み、共通の取引ルールに反しない範囲で定めることができる。

いわき市地方卸売市場（以下「本市場」という。）の取引ルールについては、いわき市地方卸売市場業務条例（以下「条例」という。）において定めていることから、改正法の趣旨を踏まえ、次のとおり改正するものである。

2 条例改正の基本的な考え方

全国的に卸売市場の取扱数量が年々減少傾向にある中、本市場が今後も消費者等のニーズに的確に対応しながら花きを安定して入荷・販売できる卸売市場となるためには、公正な取引環境を確保するとともに、形骸化したり、事業者の判断に委ねることができるルールや事務手続を廃止し、取引の自由度を高め、活性化を図る必要がある。このような観点から、共通の取引ルールと併せ、本市場の実情に即してその他の取引ルールを定めることとする。

2 いわき市地方卸売市場業務条例の改正内容について

(1) 総則

項目	区分※	内容	設定理由
1 取扱品目 【第3条】	【その他】	花き部を設ける。	市場の秩序維持の観点から設定したものの。
2 開場の期日 【第4条】	【その他】	<ul style="list-style-type: none"> 次の日を除き、毎日開場する。 日曜日及び祝日 1月2日から同月4日まで及び12月31日 出荷者及び消費者の利益の確保のために特に必要な場合は、 臨時に開場又は休場することができる。 	市場の秩序維持及び公物管理の観点から設定したものの。
3 開場の時間 【第5条】	【その他】	<u>午前0時から午後12時</u> の間で市長が定める。	

※区分【その他】：その他の取引ルール（取引参加者の意見を聴いたうえで業務規程に規定したもの）（以下同じ。）

※主な改正箇所は下線で表示（以下同じ。）

(2) 卸売業者の許可関係

項目	区分※	内容	設定理由
1 数の最高限度 【第6条】	【その他】	花き部 1	市場施設の物理的な収容能力を踏まえたうえで設定したものの。
2 業務の許可 【第6条の2】	【その他】	<u>卸売業者の業務に対する許可を新設</u>	花きの安定供給のためには、その主な担い手の1人である卸売業者が業務を

3	許可基準 【第6条の2】	【その他】	<u>【許可しない場合（一部抜粋）】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない</u> ・ <u>禁錮以上の刑に処されて3年を経過していない</u> ・ <u>以前に許可の取消しを受け3年を経過していない</u> ・ <u>必要な知識、経験、資力信用を有しない</u> ・ <u>暴力団関係者等</u> など 	適格に遂行できる知識、経験及び資力信用を有する必要があることから、開設者としてこれらをチェックし、適正を判断するため設定したもの。	
4	保証金の預託 【第7条～11条】	【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の許可を受けてから一月以内に保証金を預託。 ・ 保証金の額は120万円以上800万円以下の範囲で市長が定める。 ・ 不足等が生じた場合は追加で預託しなければならない。 		
5	許可の取消し 【第11条の2】	【その他】	<u>許可しない基準の一部に該当する場合や資力信用を有しなくなった場合など、取消基準を設定</u>		
6	事業の譲渡等 【第11条の3】	【その他】	<u>事業の譲渡し、譲受けの認可</u>		
7	業務の相続 【第11条の4】	【その他】	<u>業務の相続の認可</u>		
8	業務開始等の届出 【第11条の5】	【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>業務を開始、休止、再開等する場合</u> ・ <u>卸売業者が死亡又は解散した場合、相続人又は清算人が届け出する。</u> 		
9	せり人の登録 【第12条～12条の5】	【その他】	卸売のせり人は、欠格事由に該当しない者が市長の行う試験を受け、市長の登録を受けた者でなければならない（中央卸売市場と同じせり人登録制度を設ける）。		市場における公正公平な取引を維持するにあたり、せり人の役割は極めて重要であるため設定したもの。

※区分【共通】：共通のルール（改正法に基づき業務規程に必ず規定）（以下同じ。）

※許可申請等に必要な手続や書類の様式等については規則で定める（以下同じ。）

(3) 仲卸業者の許可関係

項目		区分※	内容	設定理由
1	数の最高限度 【第 13 条】	【その他】	花き部 2	市場施設の物理的な収容能力を踏まえたうえで設定したもの。
2	業務の許可 【第 14 条】	【その他】	仲卸業者の業務に対する許可（承認制から許可制へ）	花きの安定供給のためには、その主な担い手の 1 人である仲卸業者が業務を適格に遂行できる知識、経験及び資力信用を有する必要があることから、開設者としてこれらをチェックし、適正を判断するため設定したもの。
3	許可基準 【第 14 条】	【その他】	【許可しない場合（一部抜粋）】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない ・ 禁錮以上の刑に処されて 3 年を経過していない ・ 以前に許可の取消しを受け 3 年を経過していない ・ 必要な知識、経験、資力信用を有しない ・ 暴力団関係者等 など 	
4	保証金の預託 【第 15 条～16 条】	【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の許可を受けてから一月以内に保証金を預託。 ・ 保証金の額は 10 万円以上 30 万円以下の範囲で市長が定める。 ・ 不足等が生じた場合は追加で預託しなければならない。 	
5	許可の取消し 【第 17 条】	【その他】	許可しない基準の一部に該当する場合や資力信用を有しなくなった場合など、取消基準を設定	
6	事業の譲渡等、業務の相続、業務開始等の届出 【第 18 条】	【その他】	卸売業者と同様	

(4) 売買参加者の承認関係

項目		区分※	内容	設定理由
1	売買参加者の承認 【第22条】	【その他】	売買参加者としての承認（現行どおり）	取引の正確性や迅速さを確保するなど、市場の秩序維持を図るため引き続き承認制とする。
2	承認基準 【第22条】	【その他】	市長は次の場合を除き売買参加者として承認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない ・ 承認の取消しを受け1年を経過していないもの ・ 必要な知識、経験、資力信用を有しない ・ 市場の卸売業者若しくは仲卸業者又はそれらの役員若しくは使用人 ・ 暴力団関係者等 	
3	名称変更等の届出 【第23条】	【その他】	名称変更、卸売業者からの卸売をやめるときなど。	
4	承認の取消し 【第24条】	【その他】	承認しない基準の一部に該当する場合や資力信用を有しなくなった場合など、取消基準を設定	

(5) 関連事業者の許可関係

項目		区分※	内容	設定理由
1	関連事業者の業務の許可 【第25条】	【その他】	関連事業者の業務に対する許可（現行どおり）	市場内において円滑な代金決済や物流を維持するなど、市場の秩序維持を図るため引き続き許可制とする。
2	許可基準 【第26条】	【その他】	市長は次の場合を除き売買参加者として承認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない ・ 禁錮以上の刑に処されて3年を経過していない 	

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可の取消しを受け2年を経過していないもの ・ 必要な知識、経験、資力信用を有しない ・ 暴力団関係者等 	
3	保証金 【第27条】	【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の許可を受けてから一月以内に保証金を預託。 ・ 不足等が生じた場合は追加で預託しなければならない。 	
4	許可の取消し 【第28条】	【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可しない基準の一部に該当する場合や資力信用を有しなくなった場合など、取消基準を設定 	

(6) 市場の業務の方法等

項目		区分※	内容	設定理由
1	開設者による差別的取扱いの禁止 【第31条】	【共通】	<u>市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。</u>	共通の取引ルール
2	卸売の数量等の報告 【第32条】	【その他】	<u>卸売業者は、卸売の数量及び価格その他の規則で定める事項について、市長に報告。</u>	市長による卸売の数量等の公表を行うため設定したもの。
3	市長による卸売の数量等の公表 【第33条】	【共通】	卸売の数量及び価格その他の規則で定める事項を <u>インターネットの利用等</u> により公表する。	共通の取引ルール
4	指導及び助言 【第34条】		<u>市長は、必要に応じ取引参加者に対し、指導又は助言ができる。</u>	法に定める開設者が取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な措置

5	報告及び検査 【第 35 条】		<u>市長は、必要に応じ取引参加者に対し、資料の提出や報告を求め、その他検査を行うことができる。</u>	
6	是正の求め 【第 36 条】		<u>市長は、必要に応じ取引参加者に対し、必要な是正を求めることができる。</u>	
7	売買取引の規制 【第 37 条】	【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市長は、談合等不正な行為があると認められる場合には、せり売や入札の差し止めや、やり直しを命じることができる。</u> ・ <u>市長は、卸売業者、仲卸業者等が不正な売買をしたとき、買受代金の支払を怠った場合は、売買を差し止めできる。</u> 	公正な取引や代金決済の確保のため設定したもの。
8	衛生上有害な物品等の売買禁止 【第 38 条】	【その他】	<u>衛生上有害な物品等は、販売や販売目的での所持禁止</u>	食の安全・安心の確保のため設定したもの。
9	監督処分 【第 39 条】		<u>市長は、卸売業者等が条例や規則その他処分に違反したときは、違反是正のための措置を求め、又は業務許可等の取消し等を行うことができる。</u>	法に定める開設者が取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な措置
10	売買取引の方法 【第 40 条】	【共通】	<u>売買取引の方法は、せり売若しくは入札の方法又は相対取引</u>	共通の取引ルール
11	売買取引の決済の方法 【第 41 条】	【共通】	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>取引参加者は、規則で定める支払期日までに、規則で定める支払方法により、買い受けた物品の代金を支払わなければならない。</u> ・ <u>取引参加者間で支払方法及び支払期日について特約をしたときは、それによる。</u> 	

12	仕切り及び送金 【第42条】	【共通】	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、規則で定める期日までに、委託者に売買仕切金等を送付しなければならない。 委託者との間で特約があるときは、その特約において定められた期日までとする。 	共通の取引ルール
----	-------------------	------	--	----------

※区分【共通】又は【その他】の記載がない項目：法に定める開設者が取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な措置

(7) 取引参加者の市場における遵守事項

項目		区分※	内容	設定理由
1	売買取引の原則 【第43条】	【共通】	<u>取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。</u>	共通の取引ルール
2	卸売業者による差別的取扱いの禁止 【第44条】	【共通】	<u>卸売業者は、出荷者又は仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。</u>	
3	受託物品の検収 【第45条】	【その他】	<u>卸売業者は、受託物品の受領にあたっては、異状がないか検収を確実にしなければならない。</u>	委託者とのトラブルを未然に防ぎ、物品の円滑な搬入・搬出を促すため設定したもの。
4	卸売をした物品の相手方の明示等 【第46条】	【その他】	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は卸売をした物品を買い受けた者を明らかにする。 卸売を受けた者はその物品を速やかに引き取る。 	物品の円滑な搬入・搬出を促すため設定したもの。
5	第三者販売 【第47条】	【その他】	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、例外を除き、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。 	卸・仲卸の役割分担を明確にし、市場の秩序を維持するため設定し、報告は、

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 例外規定は規則で定める。 ・ <u>第三者販売をした場合は、取引後、市長に報告しなければならない。</u> 	取引の実態を把握するため設定したものの。
6	直荷引き 【第48条】	【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>仲卸業者は、例外を除き、卸売業者以外の者から買い入れて販売をしてはならない。</u> ・ 例外規定は規則で定める。 ・ <u>直荷引きをした場合は、取引後、市長に報告しなければならない。</u> 	卸・仲卸の役割分担を明確にし、市場の秩序を維持するため設定し、報告は、取引の実態を把握するため設定したものの。
7	奨励金の交付 【第49条～50条】	【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>卸売業者は、物品の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付できる。</u> ・ <u>卸売業者は、卸売代金の期限内完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に対して完納奨励金を交付できる。</u> 	取引の条件の明確化及び奨励金交付の根拠を残すため設定したものの。
8	売買取引の条件の公表 【第51条】	【共通】	<u>卸売業者は、規則で定める事項について、インターネットの利用等により公表しなければならない。</u>	共通の取引ルール
9	卸売業者による事業報告書の提出 【第52条】	【共通】	<u>卸売業者は、事業報告書を作成し、これを市長に提出するとともに、当該事業報告書について閲覧の申出があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。</u>	
10	仲卸業者による事業報告書の提出 【第53条】	【その他】	<u>仲卸業者は、事業報告書を作成し、これを市長に提出しなければならない。</u>	仲卸業者の業務の健全性、適格性についてチェックするため設定したものの。

11	卸売業者による卸売の数量等の公表 【第 54 条】	【共通】	卸売業者は、卸売の数量及び価格等その他の規則で定めるものについて、インターネットの利用等により公表しなければならない。	共通の取引ルール
----	------------------------------	------	---	----------

(8) その他

項目		区分※	内容	設定理由
1	いわき市公設地方卸売市場取引委員会 【第 66 条】		売買取引に関する事項について審議するため、いわき市公設地方卸売市場取引委員会を設置する。	取引ルールについて、市場関係者や外部有識者との意見交換や協議、調整を図る場として、引き続き必要なため設定したものの。
2	市場施設の用途変更、返還等 【第 56 条～58 条】	【その他】	市場施設の用途変更、返還等について規定。	市場の秩序を維持するため設定したものの。
3	無許可営業の禁止 【第 68 条】	【その他】	卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合等を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。	
4	市場秩序、清掃の保持等 【第 70 条～71 条】	【その他】	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者及び市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、公共の利益を害する行為を行ってはならない。 使用者は、常に市場施設を清掃し、その清潔を保持しなければならない。 	
5	許可等の制限、委任等 【第 72 条～73 条】	【その他】	<ul style="list-style-type: none"> 条例の規定による許可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。 条例で定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。 	

3 いわき市地方卸売市場業務条例施行規則の改正内容について

	項目	区分※	内容
1	業務の許可の申請 【第3条の2】	【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸売業者の許可に必要な申請書及び必要書類について規定する ・ 卸売の業務の許可の申請をしようとする者は、卸売業務許可申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならないものとする。 ・ 申請書には、申請者が法人の場合には、以下の書類を添付しなければならないものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 定款 (2) 登記事項証明書 (3) 貸借対照表及び損益計算書 (4) 業務を執行する役員の履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書及び写真2枚 (5) 事業計画書 (6) 業務を執行する役員が、禁固以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものでないこと、仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人でないこと、暴力団関係者等でないことを誓約する書面 (7) その他市長が必要と認める書類 ・ 申請者が個人の場合には、以下の書類を添付しなければならないものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書及び写真2枚 (2) 資産調書 (3) 事業計画書 (4) 禁固以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものでないこと、仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人でないこと、暴力団関係者等でないことを誓約する書面 (5) その他市長が必要と認める書類

2	許可証の交付 【第3条の3】	【その他】	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、<u>卸売の業務を許可したときは、卸売業務許可証（第1号様式の2）を交付するものとする。</u>
3	事業の譲渡等 【第5条の2】	【その他】	<ul style="list-style-type: none"> <u>事業の譲渡し及び譲受けの許可申請等の様式について規定する。</u> (1) 卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書（第1号様式の4） (2) 卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可書（第1号様式の5）
4	業務の相続の認可の申請 【第5条の3】	【その他】	<ul style="list-style-type: none"> <u>卸売業務の相続の認可申請に係る様式について規定する。</u> (1) 卸売業務相続認可申請書（第1号様式の6） (2) 卸売業務相続許可書（第1号様式の7）
5	届出事項 【第9条】	【その他】	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、<u>以下に該当することとなった場合は、遅延なく、その旨を市長に届け出なければならないものとする。</u> (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (2) 禁固以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの (3) 仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人 (4) 暴力団関係者 (5) 法人であってその業務を執行する役員の中に、上記(1)から(4)に加え、卸売の業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者 卸売業者又はその精算人若しくは代理人は、卸売業者（法人である場合は、その業務を執行する役員を含む。）が起訴されたとき、又はその職務若しくは業務に関して訴訟の当事者となったとき、若しくはその判決があったときは、遅延なく、その旨を市長に届け出なければならないものとする。
6	せり人登録 【第5条の4～5条の9】	【その他】	<ul style="list-style-type: none"> <u>条例において、中央卸売市場と同じせり人登録制度を設けたことに伴い、申請に必要な書類や試験、更新の手続等について規定する。</u> また、関連する様式についても規定する。 (1) せり人登録申請書（第1号様式の8） (2) せり人登録通知書（第1号様式の9）

			<p>(3) せり人登録証（第1号様式の10）</p> <p>(4) せり人記章（第1号様式の11）</p> <p>(5) せり人登録更新申請書（第1号様式の12）</p>
7	<p>第三者販売の例外規定等</p> <p>【第42条】</p>	【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>第三者販売の制限の例外について規定する。</u> (1) 以下の特別な事情があるとき <ul style="list-style-type: none"> ① 市場における入荷量が著しく多いため、又は市場に出荷された物品が仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため、残品が生ずるおそれがある場合 ② 仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後残品を生じた場合 ③ 他の卸売市場の物品の入荷事情等からみて卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては当該他の卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合 ④ 卸売業者が他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者から卸売を受ける者に対して卸売をする場合 ⑤ 卸売業者が、農林漁業者等及び製造業者等との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該製造業者等に対して卸売をする場合 ・ <u>第三者販売を行った場合の報告については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売報告書（第27号様式）により行うものとする。</u>
8	<p>直荷引きの例外規定等</p> <p>【第43条】</p>	【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>直荷引きの制限の例外について規定する。</u> (1) 次に掲げる市場の卸売業者から買い入れることが困難な場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 花きであって、通常取引において卸売をしていないものがある場合 ② 花きであって、通常取引において卸売のみによっては、当該物品の買受けを制限することとなるものがある場合

			<p>③ 花きであって、市場外におけるその取引の状況からみて、卸売業者が卸売をすることが価格の面で当該物品の買受けを制限することとなるものがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>直荷引きを行った場合の報告については、卸売業者以外の者からの買入れ報告書（第 28 号様式）により行うものとする。</u>
9	仕切り及び送金の期限等 【第 35 条】	【共通】	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>売買仕切書及び売買仕切金の送付の期日について、卸売をした日から起算して 62 日以内とする。</u>（31 日の月が 2 ヶ月連続する場合があるため 62 日とする。）
10	売買取引の決済の方法 【第 34 条】	【共通】	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>支払方法及び支払期日について規定する。</u> ・ 支払期日は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 卸売業者が出荷者（委託者を除く。）から物品を買受けたときは、その日から起算して 62 日以内。 (2) 仲卸業者又は売買参加者が卸売業者から物品の卸売を受けたときは、その日から起算して 10 日以内。 (3) 売買参加者又は買出人が仲卸業者から物品の販売を受けたときは、その日から起算して 10 日以内。 ・ <u>支払方法は次のとおりとする。</u> <ul style="list-style-type: none"> (1) 現金払 (2) 口座振込 (3) 口座振替 (4) 小切手の振出し (5) 手形の振出し (6) 市長が別に定める方法
11	販売原票の作成等 【第 45 条】	【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売原票の作成は引き続き義務とするが、<u>開設者への原票の写しの提出義務は廃止する。</u>
12	販売開始前の卸売 【第 36 条】	【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・ やむを得ない理由により販売開始時刻前に卸売をする場合は、販売開始時刻前の卸売許可申請書（第 26 号様式）を市長に提出しなければならないものとする。